

■自己負担金徴収月額表

階層	世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A	生活保護法による被保護世帯等		円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C	当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯		5,400	540	
D	当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	D1	7,900	790
		15,001円～21,000円	D2	10,800	1,080
		21,001円～51,000円	D3	16,200	1,620
		51,001円～87,000円	D4	22,400	2,240
		87,001円～171,300円	D5	34,800	3,480
		171,301円～252,100円	D6	49,400	4,940
		252,101円～342,100円	D7	65,000	6,500
		342,101円～450,100円	D8	82,400	8,240
		450,101円～579,000円	D9	102,000	10,200
		579,001円～700,900円	D10	123,400	12,340
		700,901円～849,000円	D11	147,000	14,700
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500	17,250
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900	19,990
		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15	全額	徴収基準月額の10%

※住宅ローン控除等の税額控除がある場合は、控除前の課税額で算定します。

※同じ世帯から2人以上給付を受けた場合の2人目の徴収額は、「加算月額」を適用します。